

作成年月 ;平成 15年5月
担当課室名 ;リサイクル推進課
決 裁 者 ;貞森 恵祐

平成 1 5 年度 事前評価書

施 策 名	リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備
1. 施策の目的（○問題と考える現状をどういう状態にしたいのか。○施策が何を対象として、何を達成しようとするものなのか。）	
リサイクル等循環型社会関連の情報提供や普及啓発（人材育成・教育を含む）、市場環境整備を実施し、循環型社会構築に向けて、事業者や国民の取り組みを促進するとともに、廃棄物の発生抑制、部品等の再利用、原料等としての再利用による循環型社会の構築に資する調査を実施する体制を整備する。 具体的な目標として、平成11年9月にダイオキシン対策関係閣僚会議において策定された廃棄物の削減目標（発生抑制目標及びリサイクル目標等）を達成し、平成22年度までに一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル比率を高めることにより、平成8年度に比して最終処分量の半減を目指す。	
2. 施策の必要性（○国民や社会のニーズ、○より上位の行政目的に照らした妥当性、○公益性 市場の失敗、○官民の役割分担、○国と地方の役割分担、○民営化 外部委託の可否、○緊要性の有無、○他の類似施策、○廃止・休止の可否＜継続＞）	
<背景> 我が国は、日常生活や経済活動が有限で枯渇性の資源に依存するという資源制約に直面する一方、廃棄物の発生量は年間4.7億トンのぼり、廃棄物処理場の残余年数も、一般廃棄物については、11.2年、産業廃棄物については3.1年と逼迫した状況にあるという環境制約に直面しており、今後これらが経済活動への過大な制約となりかねない。 これらの課題を克服し、21世紀に向けて良好な環境の維持と持続的な経済成長を両立させるためには、現在の経済システムの基調を成す大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから、環境制約や資源制約への対応を産業活動や経済活動のあらゆる面にビルトインした「循環型社会」を構築することが急務となっている。具体的には、廃棄物の発生抑制（リデュース＝Reduce）、製品や部品の再使用（リユース＝Reuse）、原材料としての再利用（リサイクル＝Recycle）が必要であり、いわゆる「3R（スリーアール）」を総合的に推進することが必要。	
参考)発生抑制目標及びリサイクル目標等 平成11年9月ダイオキシン対策関係閣僚会議決定事項)	
	平成8年度）平成22年度)
○一般廃棄物の減量化	
①排出量予測	(53百万ト → 50百万ト)
②再生利用量を10%から24%に増加	(55百万ト → 12百万ト)
③最終処分量を半分に削減	(13百万ト → 6.5百万ト)
○産業廃棄物の減量化	
①排出量予測	(4億26百万ト → 4億80百万ト)
②再生利用量を42%から48%に増加	(1億81百万ト → 2億32百万ト)
③最終処分量を半分に削減	(60百万ト → 31百万ト)

このような状況の下、平成12年には循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、自動車リサイクル法をはじめとした廃棄物・リサイクル関連6法が制定され、循環型社会の構築に向けた法体制が整備されたところ。

<必要性>

循環型社会の構築の推進にあたっては、国、地方公共団体、事業者、消費者等の関係者の適切な役割分担の下に、生産・流通・消費等の各段階の実態を踏まえた個別分野毎の3Rシステムの構築、情報の提供及び人材育成・循環教育が必要である。

循環型社会を構成する分野毎の3Rに関する事業の実態把握、課題抽出等の調査を行う等の事業環境を整備する取組は、その成果が、受益者が特定できず、社会全体の資源の有効な利用、環境の保全、最終処分場の逼迫問題の解決に資するものであることから、公共財供給の性格を有し、公益性が存在するため、行政の関与が必要である。

国民全般に対する循環型社会関連の情報提供は、その成果が、受益者が特定できず、社会全体の資源の有効な利用、環境の保全、最終処分場の逼迫問題の解決に資するものであることから、公共財供給の性格を有し、公益性が存在するため、行政の関与が必要である。

循環型社会の担い手である民間事業者に対する人材育成や、将来の担い手である児童・生徒に対する教育も同様に、公益性が存在するため、行政の関与が必要である。

<閣議決定等上位の政策決定>

このような観点から、平成12年の国会で成立した循環型社会形成推進基本法の第27条において「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」、同法第29条において「調査の実施」が規定されており、循環型社会の構築に関する広報活動の充実を図ること及び調査等の事業環境整備の実施は国の責務とされているところである。

※ 循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等)

第27条 国は、第25条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

調査の実施)

第29条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

3. 施策の概要、目標、指標、モニタリング方法、達成時期、評価時期、外部要因など

(○コスト、○これまで達成された効果、今後見込まれる効果、○効果の発現が見込まれる時期、○目標達成状況に影響しうる外部要因等)

(0) 施策全体

<新重点4分野における絞込みの考え方>

循環型社会の構築 地球環境問題への対応

リサイクル等循環型社会関連の情報提供や普及啓発（人材育成・教育を含む）、市場環境整備を実施し、循環型社会構築に向けて、事業者や国民の取り組みを促進するとともに、廃棄物の発生抑制、部品等の再利用、原料等としての再利用による循環型社会の構築に資する調査を実施する体制を整備を図るものであり、新重点4分野のうち、循環型社会の構築・地球環境門外への対応」に該当するものである。

①**目標**；平成11年9月にダイオキシン対策関係閣僚会議において策定された廃棄物の削減目標 発生抑制目標及びリサイクル目標等)を達成し、平成22年度までに一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル比率を高めることにより、平成8年度に比して最終処分量の半減を目指す。

②**目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項**

各種リサイクル関連法令等の改正などに伴う事業者、消費者等に対する最終情報の伝達等

(1)循環ネットワーク整備事業 予算 委託事業)

①**説明**；循環ビジネス支援に資する情報システムを整備するため、総合的な情報提供サイトポータルサイトを構築するとともに、国内関係の情報サイト及び国際関係の情報サイトを整備する。

1) 国内関係の情報サイト

- i) グリーン購入法適合製品やエコラベル適合製品といった環境配慮型製品に関する情報を提供するサイト
- ii) 改正資源有効利用促進法において導入する予定の事業者策定計画の情報を公開するサイト
- iii) リサイクル部品の電子取引市場など循環市場の創設に必要な情報・データフォーマットなどを整備したサイト
- iv) 循環ビジネス人材教育・アドバイザー派遣事業における研修メニューや派遣事例を紹介するサイト
- v) 児童・生徒向け循環教育のための派遣講師検索や見学施設検索を行うサイト
- vi) 循環ビジネスに関する専門家による回答を行うQ&Aサイト
- vii) 循環ビジネス・3R技術に関する先進事例、法規制や国の支援策の情報を提供するサイト
- viii) ISOの取得や環境報告書の発行などを横断的に検索する環境配慮企業情報を提供するサイト
- ix) 関連する情報提供サイトと連携するサイト（リンクのサイト）

2) 国際関係の情報サイト

- i) 海外における廃棄物・リサイクル法制及び運用状況を提供するサイト 具体的には、中国、東南アジア等現地に進出している日系企業が役立つ情報 ①各国のリサイクル・廃棄物関連の法制度及び運用状況、②現地における環境配慮生産の先進事例、③現地のリサイクル・廃棄物処理施設の情報など)や欧米諸国のリサイクル・廃棄物関連法制など
- ii) 現地国政府向けの情報 ①日本のリサイクル・廃棄物関係の法令やシステムの情報、②日本の先進的なリサイクルや廃棄物処理の事例の英語版)

3) その他の情報提供事業

従前からのパンフレット、冊子やポスターを活用した情報提供事業により、事業者並びに消費者に対する循環型経済システム構築のための種々の法令の趣旨に基づいた3R活動の遵守及び積極的な参加を図るために、廃棄物・リサイクル関連法についての情報提供を行う。

②目標 目指す結果、効果）：

循環ビジネスに関連する横断的な検索を瞬時に行えるポータルサイトを構築する。

1) 電子情報システムの整備 国内関係)

消費者にとっては、従来ともすれば不完全であった環境配慮製品や環境配慮企業に関する総合的な情報を簡便に検索することができ、その結果として環境配慮製品が普及・拡大するとともに、民間事業者による環境配慮製品の開発・生産が促進される。

児童・生徒向けの循環教育支援サイトにより、次世代を担う子供達への循環教育が促進される。

民間事業者にとっては、循環ビジネスや3R技術の先進的事例及びアドバイザー事例に接したり、研修メニューの検索やQ&Aにより、民間事業者の循環ビジネスへの参入や環境経営への取組が促進される。

2) 電子情報システムの整備 国際関係)

日本企業が進出している中国・東南アジア諸国等のリサイクル及び廃棄物関連の法制度や運用状況の情報などが必ずしも十分ではなく、またアップデートされた情報が不足しているため、これらの国際的な情報を整備することにより、アジア圏をはじめとする循環型社会構築の促進に寄与する。

また、欧米諸国のリサイクルや廃棄物関連の法制度に関しても、一つのサイトでの充実した情報がないため、充実する必要がある。

3) その他情報提供事業

パンフレット・ポスター配布先へアンケート調査し、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等のリサイクル関連法制の認知度について以下の目標を達成することを目指す。

事業者：90%、国民：70%

事業者による、本パンフレットを通じた施策の活用度を高める。

容器包装リサイクル法上の義務者である特定事業者のリサイクル費用の支払いを徹底させ未払者を減らす。

③指標；

環境配慮製品・企業等の情報数

ポータルサイトの閲覧件数

先進事例数（例：循環ビジネスアドバイザー派遣事業の派遣数）

アンケート調査による事業者及び国民の資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法等のリサイクル関連法令の認知度

（参考指標）

パンフレット・ポスターの作成配布

＊12年度実績

・パンフレット

－ 循環型社会に向けて）： 82,000部

－ 容器包装リサイクル法）： 400,000部

＊13年度実績

パンフレット

－ 産業構造審議会「リサイクルガイドライン」	：	55,000部
－ 資源有効利用促進法早わかり」	：	55,000部
－ 容器包装リサイクル法（14年度版）」	：	400,000部
－ 識別表示（紙製容器包装、プラスチック製容器包装）」	：	500,000部
－ 容器包装法の趣旨説明用リーフレット」	：	500,000部

④ モニタリング方法； ヒアリング等により調査を実施する。

⑤ 目標達成時期； 平成16年度

⑥ 事後評価時期； 平成17年度

＜予算額等＞

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成9年度	平成19年度	民間団体等	事業者、消費者（国民）等	
H15FY予算額	H14FY予算額	H13FY予算額	総予算額	総執行額
80,000 [千円]	56,072 [千円]	49,574[千円]	[千円]	[千円]

予算費目名：＜一般＞循環ネットワーク整備事業

(2)循環ビジネス人材教育 循環ビジネスアドバイザー派遣事業（予算委託事業）

① 説明；

1)循環ビジネス関連

環境報告書・環境会計の導入、環境ラベルの導入、LCAの導入、環境調和型製品の開発、D缶の実施、3R技術の導入、ゼロエミッションの推進といった企業、NPO等の循環ビジネスへの取組や普及活動を支援するため、企業内人材、NPO関係者、企業・研究機関の退職者等を対象に、各分野についての専門的知識を習得するための研修会を開催するとともに、各分野の専門家を実務アドバイザーとして登録し、中小企業、NPO等に派遣する。

2)リサイクル教育関連

小中学生等を対象に、循環ビジネスや環境配慮製品の重要性に対する認識の定着を図るため、児童・生徒向けに、企業、業界団体、自治体、消費者団体の環境リサイクル分野の実務経験者をアドバイザーとして登録し、講師として小中学校等に派遣する。

また、上記1. においてアドバイザーに対する研修・育成も行う。

② 目標（目指す結果、効果）；

循環ビジネス、環境経営に係る人材育成、普及・導入のための研修・人材派遣を通じ、中小企業等による循環ビジネスの創出・普及を促進するとともに、循環ビジネスの創出を通じて、我が国の経済活性化、産業競争力の強化を図る。

さらに、中長期観点から循環型経済システムの構築を推進していくためには、次代を担う小中学生等に対して循環型生産・環境配慮製品の社会的価値、循環型システム・技術等に関する教育を行い、循環型社会への基本的な意識を醸成していくことが不可欠である。

③ 指標；

1)循環ビジネス関連 ＜新規要求＞

・研修会開催数

- ・研修会参加者数
- ・研修会参加者の満足度
- ・アドバイザーの登録人数
- ・アドバイザーの派遣日数
- 派遣を受けた中小企業等の満足度

2)リサイクル教育関連

指 標	年間目標	13年度 実績値	14年度 実績値
教育を受けた小中学生の 人数 延べ人数))	500人	296人	231人
リサイクル関連事業者の 講師登録数	50人	74人	77人 計:151人)
指導書作成数	2種類	1種類	13年度版改定
実地体験数	20件	5件	5件
受講した小中学生の満足度	80%	80%	—

- ④ **モニタリング方法**； 研修会 循環教育を含む。以下同様。)回数 参加者数、アドバイザーの登録人数 派遣日数を毎年度モニターする。また、毎事業年度終了後、研修会参加者、アドバイザーを派遣した中小企業等にアンケート調査を行い、その効果を把握する。

- ⑤ **目標達成時期**； 平成19年度

- ⑥ **中間評価時期**； 平成17年度

- ⑦ **事後評価時期**； 平成20年度

<予算額等>

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成13年度	平成19年度	民間団体等	中小企業、NPQ 小中学生等	
H15FY予算額	H14FY予算額	H13FY予算額	総予算額	総執行額
71,893 [千円]	8,242 [千円]	9,765 k[千円]	[千円]	[千円]

予算費目名 :<一般>循環ビジネス人材教育 循環ビジネスアドバイザー派遣事業

(3)中小企業環境 安全等対応情報提供事業 予算 補助事業)

- ① **説明**； 環境 安全等の課題に関して中小企業者が必要とする情報について、中小企業総合事業団が、自ら設置する相談窓口や都道府県等中小企業支援センターで開催する講習会等(中小企業総合事業団から講師を派遣)を活用して中小企業者に提供する事業に対して補助する 定額補助)。

- ② **目標**； 環境 安全等 法規制を含む。)に関して、中小企業者が必要とする情報を中小企業総合事業団の相談窓口の質の充実、都道府県等中小企業支援センターで開催する講習会等の内容の充実を図る 講習会参加者の満足度を高める) ことにより、企業がこれらの分野で直面する課題に対する取り組みの推進を図る。

- ③ **指標**；

<定量的指標>

	平成12年度	平成13年度
講習会開催回数	183回	282回

講習会参加者数	約13,000人	約25,900人
相談件数	約 2,150件	約 2,560件

<定性的指標>

事後アンケート等による講習会出席者等の満足度（平成13年6月）

講習会の内容に関する評価：

非常に満足」(8.5%)、満足」(36.0%)、普通」(39.8%)、不満」(7.3%)、
非常に不満」(0.4%)、無回答」(8.0%)

講習会参加者の意見：

規制法の内容を具体的に理解できた」、今後の対応手順が大変参考になった」等の意見が多数寄せられている。

④ モニタリング方法；

講習会回数、講習会参加者数、相談件数等制度の利用状況を、毎年度モニターする。

講習会開催後に、参加者に対してアンケート調査を実施。

⑤ 目標達成時期；平成15年度（毎年度）

⑥ 事後評価時期；平成15年度

⑦ 行政改革（特殊法人改革など）との関連；

特殊法人等整理合理化計画（H13.12.18 特殊法人等改革推進本部）の中小企業総合事業団部分より抜粋。

情報提供等推進事業（専門家派遣、セミナー等）】

－コスト削減等事業の効率化により収支率を向上させ、国の財政負担を縮減する。

－外部評価を実施するとともに、外部評価の内容を国民に分かりやすい形で情報提供する。

※ 従来1日1テーマで実施していた講習会を、複数テーマ（規制法）を用意して開催することで、講習会参加者数を多数募ることとなり、また、受講者にとってみれば1日の受講で複数の規制法に関する知識が増える等、予算が縮小する中、投入コストに対するアウトプットは大きくなっている（H12FY→H13FY参照）。

<予算額等>

総予算額、総執行額は平成14年度までの累計額。

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成12年度	平成17年度	中小企業総合事業団	中小企業者等	
H15FY予算額	H14FY予算額	H13FY予算額	総予算額	総執行額
221,289 [千円]	277,378 [千円]	346,723 [千円]	987,746 [千円]	756,577 [千円]

予算費目名：＜一般＞ 項) 中小企業対策費 次事項) 中小企業総合事業団の事業運営に必要な経費
目) 中小企業総合事業団補助金 ⑤ち 中小企業環境・安全等対応情報提供事業)

(4) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業（予算：委託事業）

① 説明；平成14年7月12日に公布された自動車リサイクル法の意義、仕組みについて関係事業者、ユーザー等の理解を促し、適正な排出、処理、費用の支払いが行われることを担保し、新たなリサイクルシステムの円滑な実施を促進する。

具体的には、パンフレット、ポスター等の作成・配布及び本省及び経済産業局担当者等による47都道府県でのユーザー向け、関係事業者向けの説明会を行う。

② 目標；自動車リサイクル法施行に向けて、自動車ユーザー及び関係事業者による同法

の円滑な実施のために必要な情報を提供する。具体的には、平成15年度中に47都道府県（全都道府県）での実施、同法の本格施行（平成16年末頃を目途）までに自動車ユーザー及び関係事業者に新しい自動車リサイクルシステム（自動車リサイクル料金の前払いなど）の周知を行う。

③ 指標；説明会の開催都道府県数

・パンフレット、ポスター等配布数

製造、販売、整備、解体、シュレッダー事業者に限らず、運送、リース、保険、ガソリンスタンド等自動車利用・関連部門を含め、広範囲に配布）

・法律施行前の事業者登録件数

・法律施行後の自動車リサイクル費用の支払率

④ モニタリング方法；産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループにおいて適宜実施状況（説明会の開催、パンフレット・ポスターの配付）の報告を行う。

⑤ 目標達成時期；未定

⑥ 事後評価時期；平成16年度（見直し時期）

<予算額等>

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成14年度	未定	国	自動車ユーザー、自動車関連業者	
H15FY予算額	H14FY予算額	H13FY予算額	総予算額	総執行額
67,904 [千円]	70,919 [千円]	－ [千円]	[千円]	[千円]

予算費目名：＜一般＞自動車リサイクル促進普及情報提供事業

(5)循環型製品 システム市場化開発調査（予算：委託事業）

① 説明；使用済み製品や廃棄物をリサイクルして新たな用途に用いられる製品について試作品の製造を行い、性能試験、安全性試験、市場調査等を実施するとともに、試作品の普及を図るため、展示会等を実施する。

② 目標（目指す結果、効果）；

経済的な新規リサイクル製品の開発に資する調査研究を行い、その調査結果の普及啓発により、新規リサイクル製品の需要を拡大させることにより、循環型経済社会構築に寄与する。

実用化率80%を目指す。

③ 指標；

・製品等への実用化率（採択件数／実用化件数）

・対象廃棄物の新規用途への使用量

※ 事業成果フォローアップ調査：

	平成10年度調査	平成13年度調査
採択件数	19件（平成8～9年度）	23件（平成10～12年度）
実用化(*)件数	14件	19件
実用化率	74%	83%

(*) 実用化＝実用化された、または実用化に向けて継続的な努力がなされている」

④ モニタリング方法；事業実施者に対するフォローアップ調査

⑤ 目標達成時期；平成17年度

⑥ 中間評価時期；平成16年度（見直し時期）

<予算額等>

開始年度	終了年度	事業実施主体	主な対象者	
平成3年度	平成22年度	民間団体等	民間企業等	
H15FY予算額	H14FY予算額	H13FY予算額	総予算額	総執行額
84,858 [千円]	91,818 [千円]	100,764 [千円]	[千円]	[千円]

予算費目名：＜一般＞廃棄物等処理再資源化推進委託費 循環ビジネス振興事業

4. 有識者、ユーザー等の各種意見

（○各種政府決定等との関係、○会計検査院による指摘、総務省による行政評価、行政監察及び国会による警告決議等の状況を含む。）

(1)循環ネットワーク整備事業 予算 委託費)

資源有効利用促進法第8条において、国は、教育活動、広報活動等を通じて、再生資源の利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない」と規定している。

また、容器包装リサイクル法の国会成立時における衆議院附帯決議においては本法が十分な効果を上げるよう啓発普及に努めることとされている。

(2)循環ビジネス人材教育 循環ビジネスアドバイザー派遣事業 予算 委託事業)

1)循環ビジネス関連

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会循環ビジネスワーキンググループにおいて、循環ビジネスの創出、環境経営の促進のための支援の必要性が提言されている。

2)リサイクル教育関連

第147会通常国会において資源有効利用促進法が成立した時の衆議院付帯決議において環境教育を総合的・体系的に推進するための措置を講ずるべきとされているところ。

また、今年度から施行される新たな指導要領における「総合的な学習の時間」の取扱いにおいては、児童・生徒の問題解決能力を育てるため、情報、環境などの横断的課題、児童・生徒の興味・関心に基づき課題などについて学習活動を行うものとされている。

(3)中小企業環境 安全等対応情報提供事業

都道府県等中小企業支援センターからは、リサイクル関連の講習会の開催希望が多数出されている状況。（平成12年度3類型支援センターブロック会議等）

また、中小企業者からは、平成12年度に実施した講習会時のアンケートの中でISO14000等の取得方法等に関する情報提供の希望が多数出されている。

(4)自動車リサイクル促進普及情報提供事業

一般の消費者はなかなか疑問を出しにくいので、説明会（質疑応答も含めて）を開いて欲しい（H13年：審議会委員）

・47都道府県での説明会を開催など関係事業者への十分な周知が必要（H13年：事業者ヒアリング意見／パブリックコメント意見等）

・また、環境保全には費用がかかることを行政が周知徹底すべき」「一般ユーザーへの周知

徹底期間を設けて施行すべき」等の意見も出されている。【H13年 パブリックコメント意見】

(5)循環型製品 システム市場化開発調査 予算：委託事業)

資源有効利用促進法の成立時には、衆議院附帯決議において、民間能力を最大限に活用しつつ事業者の廃棄物・リサイクル対策への一層の取り組みを促す観点から、資源の有効利用に関連する技術開発、施設設備等に対する支援等に努めること。」としている。

5 有効性、効率性等の評価

○手段の適正性、○効果とコストに関する分析（効率性）○特別要求などについては、民間需要創出効果、雇用創出効果）、○受益者負担）

(1)循環ネットワーク整備事業 予算 委託費)

①手段の適正性

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから循環型経済システムへの転換を円滑に進めていくためには、循環型経済システムの担い手である消費者及び将来の担い手である児童・生徒）と民間事業者とがそれぞれの役割を果たすことが重要であるが、従来、消費者向けの環境配慮製品に関する情報（児童・生徒への循環教育支援）、循環ビジネスの担い手である民間事業者（特に中小企業等）への先導的事例や環境経営への情報提供が不足している。

循環型経済システムの構築を速やかに進めていくためには、国自らが速やかにかつ公平な立場で、これらの情報提供を行う仕組みを構築することが重要である。

また、パンフレット・ポスターの作成・配付を行うことは、事業者や消費者への周知に大きく役立つものである。

② 効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；

（コスト） 80百万円 （15年度予算額）

効果）

本事業は、この様な情報提供事業に対して民間事業者単独では、システム構築に係る費用負担が難しいことから、国が自ら実施するものである。こうしたシステムを一度構築することで、多数の消費者による環境配慮製品の購入や児童・生徒への循環教育の促進、多くの中小企業を中心とする民間事業者の循環ビジネスへの参入や環境経営への取組が促進され、その効果は多大なものと想定される。

また、資源有効利用促進法、容器包装リサイクル法における制度等（3Rの重要性、関係者の役割、処理費用の負担等）の周知が図られることにより、消費者の適正な分別排出の定着や、容器包装に係る事業者の適正な費用支払い等容器包装等の適切なリサイクル・処理が担保されることとなる。

③ 適切な受益者負担；

本事業は、循環型経済システムへの転換を早急に進めるために、消費者への情報提供、児童・生徒への循環教育や民間事業者の循環ビジネス・環境経営への取組を支援するためのものであり、民間事業者や消費者等に負担を強いるのではなく、国が必要な費用を負担するもの。

また、法施行を円滑に実施するための情報提供の側面もあり、国が金額を負担することは適切である。

(2)循環ビジネス人材教育 循環ビジネスアドバイザー派遣事業 予算：委託事業) <新規>

① 手段の適正性

1)循環ビジネス関連

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから循環型経済システムへの転換を円滑に進めていくためには、循環型経済システムの担い手となる、民間主体による「循環ビジネス」の創出、発展が重要であり、企業、NPO等の循環ビジネスへの取組や普及活動を支援するため、人材の育成、専門家による適切なアドバイスは必要不可欠である。

特に、中小企業、NPO等がこうした取組を実施するには、人材・資金等で困難な面が多いこと、また事業の実施に際しては各分野に知見を有する団体により事業を一括して実施することが効率的であることから、これらに対して国が積極的に対処することが重要である。

2)リサイクル教育関連

平成12年度から試行的に実施され平成14年度から施行される「新中学校学習指導要領」における「総合的な学習の時間」の取扱いにおいては、生徒の問題解決能力を育てるため、情報、環境などの横断的課題、生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて学習活動を行うものとされ、見学や調査などの体験的な学習を積極的に取り入れることとされている。このようなことから、資源を有効に活用する必要性の高い我が国において、その重要性等を小中学生に対し、教育することは重要である。

② 効果とコストとの関係に関する分析 効率性)；

(コスト) 72百万円 (15年度予算額)

効果) 本事業は、全国規模での循環ビジネスの取組を支援することが可能である。また、将来の循環型経済システムの担い手となる児童・生徒に対して循環型教育を実施することは、将来において多大な効果が期待されるものである。

③適切な受益者負担；

循環ビジネス関連については、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから循環型経済システムへの転換を円滑に進めていくためには、循環型経済システムの担い手となる、民間主体による「循環ビジネス」の創出、発展が重要であるが、循環ビジネスが直接収益に結びつかない場合や初期投資が多額で短期的に収益に結びつかない場合など、国として積極的に支援する必要があること、また本事業は不特定多数の企業、NPO等を対象に実施するものであることから、受益者負担を求めることは適切でない。

リサイクル教育関連については、あくまでも教育の一貫として実施することから受益者に負担を求めるものではない。

(3)中小企業環境 安全等対応情報提供事業

①手段の適正性

地球温暖化や循環型社会の形成等、環境・安全等に係る問題は、近年急速に顕在化しており、また、それらに対する規制等の変化も著しく、企業の経営判断の上での重点項目となっているため、特に国の施策(法規制)に中小企業者が適切に対応するための情報提供が必要であり、このために、中小企業施策の実施機関としてのノウハウを活用できる中小企業総合事業団に対して、情報を提供するのに必要な経費を補助する。

また、実施テーマが多数あるため、各テーマごとに知見を有する団体による情報提供をツールとするよりも、中小企業総合事業団で一括して事業を実施する方が効率的であり全国的規模での情報提供の効果が期待できる。

なお、実施テーマについては毎年度行政処分や社会的な動向を踏まえて、スクラップアンドビルドを行っている。

②効果とコストとの関係に関する分析

（コスト） 221百万円 （15年度予算額）

効果）中小企業総合事業団が有する専門家人材を活用した窓口相談及び講師の派遣により情報提供を行うものであるから、民間人材が不足する都道府県の中小企業者に対しても偏りなく、全国的規模の情報提供ができる。

③適切な受益者負担

本事業は、不特定多数の中小企業者に対して情報提供するのに係る経費を補助するものであり、事業者への受益者負担を求めることは適切でない。

(4)自動車リサイクル促進普及情報提供事業

①手段の適正性；

47都道府県での全国説明会を実施する際には、業界団体に所属していない事業者も含め、周辺地域の自動車ユーザー、関係事業者と直接対面で自動車リサイクル法の意義、仕組みを説明すること（一度に複数の参加者に対して）が可能であるとともに、質疑対応が可能である。併せて、都道府県担当者との情報共有及び意見交換も可能となる。その結果、漏れの無い周知徹底及び制度の円滑かつ確実な実施を効率的に担保することが可能となる。

また、パンフレット・ポスターの作成・配付を行うことにより、自動車販売店、自動車関連商品販売店、ガソリンスタンド、サービスエリア、駅、政府、地方公共団体、陸運支局、自動車教習所等における配付、掲示が可能となり、自動車ユーザー及び関係事業者への周知に大きく役立つ。

② 効果とコストとの関係に関する分析（効率性）；

自動車リサイクル法における、新たな制度（リサイクル・処理費用の負担、関係者の役割、関係事業者の登録制度等）の周知が図られることにより、7000万台を越える自動車のユーザーに対して費用支払いを促し、円滑な費用徴収が図られる。また、10万を越える関係事業者の円滑な登録の実施が図られる結果、使用済自動車の適切なリサイクル・処理が担保される。

具体的には、仮に自動車1台当たりの処理費用を2万円（仮定）とした場合、リサイクル費用が支払われない場合には、その費用

$$7000\text{万台} \times 2\text{万円（仮定）} = \underline{1.4\text{兆円}}$$

を税金等により負担しない限り、新制度は機能しないことになる。仮に、1割の自動車ユーザーの理解が図られれば1,400億円の効果が上がることとなり、本事業の実施による費用対効果は優れている。

加えて、本事業の実施により、新制度を機能させる上で不可欠な使用済自動車のリサイクル・処理事業者の参画を図ることにより、着実な費用徴収ともあいまって、適切なリサイクル・処理の実施が確保されることとなる。

（コスト） 68百万円 （15年度予算額）

効果) 1, 400, 000百万円 + 資源有効利用・環境負荷低減

③ 適切な受益者負担；

本事業は法施行を円滑に実施するための事業であり、国が金額を負担するもの。従って、受益者負担の観点からも適切である。

(5)循環型製品 システム市場化開発調査 (予算：委託事業)

① 手段の適正性

循環型社会を構成するリサイクルシステムを構築するに当たっては、単に製品の回収及びリサイクル段階でのシステム手当をすれば良いのではなく、リサイクルされ製品が市場で利用されることにより、リサイクルの環が完結することが必要である。当該取組の成果は特定の事業者に残らず、広く循環型社会全体の構築に資するものであることから公益性が存在する。リサイクル製品の開発や用途拡大はバージン材による製品と比して価格面での競争条件が厳しい場合が多く、市場に任せておくだけでは十分な取組が期待できない。また、開発された当該リサイクル製品に関する情報を公的なものとし、多くの企業等に広く周知することが可能となる。

さらに、グリーン購入法の完全施行に伴い、国自らが本事業で開発調査した製品をグリーン購入法の対象とすることなど、本事業とグリーン購入法とが一体となって、従来以上の重要な拡大を図っていくことが期待される。

② 効果とコストとの関係に関する分析 (効率性)；

(コスト) 85百万円 (15年度予算額)

効果)製品・業種等を特定せず、使用済み製品や廃棄物を市場化するために開発調査し、その成果を広く周知することにより、循環型社会形成に向けて貢献が期待される。

③ 適切な受益者負担；

本事業は、廃棄物等の市場化を促進するための事業であることから、事業者への受益者負担を求めることは適切ではない。